

事業目的

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

事業概要

< 基本的機能 >

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加すると見込まれることから、地域の医療機関同士、さらには医療と介護の緊密な連携を強化する必要がある。このため、センターは、特に次の機能を担う

- 地域の医療機関及び介護事業所等への支援機能
- 地域の認知症に係る医療・介護連携を推進する機能

< 3つの役割 >

基本的機能に基づき、具体的な支援体制及び連携体制の構築を図るため、次の役割を担う

【専門医療機関としての役割】

専門医療相談の実施

- ・医療相談室を設置し、関係機関等からの相談に応じる
- ・受診が困難な人への支援

鑑別診断・初期対応時の取組

- ・本人の身体的・社会的側面等を総合的に評価の上、適確に診断
- ・身体合併症・周辺症状への対応
- ・センター内及び地域での受入体制の整備 (院内連携・地域連携)
- ・早期からの退院支援

【地域連携の推進機関としての役割】

地域連携の推進

- ・連携協議会や研修会の開催等を通じた地域連携体制の構築
- ・地域包括支援センター、家族介護者の会等との連携

【人材育成機関としての役割】

専門医療、地域連携を支える人材の育成

特に重点的な取組が必要な事項

- 身体合併・周辺症状への対応
- 地域連携の推進

指定数

島しょ部を除く、二次保健医療圏ごとに1か所を基本 (計12か所)

手続

選考委員会の意見を踏まえ都知事が指定 (現在手続中)

指定期間

3年間

23年度予算内容

約129百万円 (12か所分)

地域連携のイメージ

